

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年6月6日 08時10分ごろ
発生場所	沖縄県国頭村安田漁港東北東方沖 瀬高埼灯台から真方位134°640m付近 (概位 北緯26°44.9′ 東経128°19.7′)
事故の概要	ミニボートHANTERは、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート HANTER、総トン数なし（全長約3.1m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西～西南西、風速 約5.4m/s（最大瞬間風速約9.3m/s）、視界 良好 海象：波浪 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、操縦者及び同乗者2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）が乗り、釣り場に向けて航行中、同乗者Bが帽子を海上に落としたので船外機を停止して漂流し、帽子を拾おうと同乗者Bが左舷船首側から身を乗り出し、左右に揺れ動き始めたところに左舷方からの波浪を受け、一気に右舷方に横転して転覆した。 操縦者、同乗者A及び同乗者Bは、落水し、いずれも救命胴衣を着用しており、同乗者Aが119番通報を行った後、操縦者は、安田ヶ島付近の岩場で海上保安庁のヘリコプタに、同乗者A及び同乗者Bは、転覆した本船の付近にいた漁船にそれぞれ救助された。
分析	本船は、漂流中、同乗者Bが左舷船首側から身を乗り出し、重心が偏ったことから、左右に動揺し始めたところに左舷方からの波浪を受け、右舷方に転覆したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、漂流中、同乗者Bが左舷船首側から身を乗り出し、重心が偏ったため、左右に動揺し始めたところに左舷方からの波浪を受け、右舷方に転覆したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートに乗船した際、船内から身を乗り出して重心が偏ったり、船体が動揺する行動を取らないこと。 ・ミニボートは、乾舷が低く、風波の影響を受けやすいので、波浪

が発生しているときや風を少しでも強いと感じるときには出航しないこと。

- ・乗船者は、海上での事故等の緊急通報が「118番」であることを覚えておくこと。